

「ヘルシーランド福島」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月25日	現場説明会	2団体参加 ・時間：午後2時～ ・内容：募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月26日～29日		質問なし
3	8月2日	質問への回答	「ヘルシーランド福島」分は該当なし
4	8月3日～10日	指定申請書受付 (ごみ減量推進課)	1団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付
5	8月24日	面接審査 (市民会館502号室)	1団体面接 ・時間：午前10時00分～ ・内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月28日	第1次審査 (環境部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・各評価項目について評価(配分等詳細は審査集計表による) ・委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月10日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・環境部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者

- ・「公益財団法人 福島市振興公社」／最終合計点：74.50点 (交渉順位第1位)

3 審査結果

【審査集計表】

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	5.00点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	15.30点
③ 指定管理料(費用)の設定	15%	4.50点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	4.40点
⑤ 関係法令等の遵守体制	10%	4.90点
⑥ 社会的価値の実現	10%	4.60点
⑦ 安定した施設運営	15%	5.85点
合計	100%	44.55点
※管理運営委員会委員が6名につき1項目10点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		74.25点
上記採点結果に【インセンティブ加点】(+0.25点を加点)した最終合計点		74.50点

【評価コメント】

・長年にわたる管理運営実績から、施設の設置目的や市の施策（新プラン）の内容を十分理解し熟知しており、「健都ふくしま市」実現への貢献を視点に含めるなど、設置目的に沿った運営方針となっている点が評価できる。

・アンケートにより利用者ニーズを把握することで、施設利用者の属性を捉えた各種事業提案がなされており、サービス向上が見込まれると共に安全確保についても十分な配慮がなされている点が評価できる。

・個人情報保護、秘密漏洩防止及び関係法令の遵守体制について、福島市条例に準拠した個人情報保護要綱、取扱マニュアルの策定や、職員の研修、責任者による定期的な確認の徹底により、担保されているものと評価できる。一方、データ漏洩の際のインシデント対応策については、提案が弱かった。

・雇用や労働条件については、標準的であったが、SDGsへの取り組みについては、明確なビジョンと施策を掲げ、戦略的なアプローチで事業運営し成果をあげることが期待できる内容であった。但し、ヘルシーランド福島の特長を活かしたSDGs実現の取組提案が僅かであった点が残念。

・公益財団法人福島市振興公社はヘルシーランド福島以外にも、多くの本市公共施設の指定管理業務を行っている実績がある。また、施設の安全管理に対するマニュアルや職員研修については、長期の受託実績から整備されており、安全な施設管理が望める提案であった。

4 参考

■提案内容の評価の視点

① 施設の設置目的の理解

- ア 管理運営方針は、施設の設置目的に沿っているか
- イ 目標値及び重視するサービス項目の設定が的確であるか

② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進の考え方

- ア 上記ア、イを踏まえ、利用者に対するサービス向上が見込まれる提案となっているか
- イ 利用者の安全確保に関する取組を重視する提案となっているか

③ 指定管理料（費用）設定の考え方

- ア 標準的経費により採点
- イ 必要な費目の設定は妥当か

④ 効率的な施設の維持管理に関する考え方

- ア 保守管理点検等の施設管理計画が妥当か

⑤ 関係法令等の遵守体制

- ア 個人情報保護及び秘密漏洩防止、並びに関係法令について理解され、組織として適正な対策が講じられているか

⑥ 社会的価値の実現

ア 雇用や労働条件等に配慮した取り組みを行っているか

イ SDGsの実現に向けてどのように取り組むか

⑦ 安定した施設運営

ア 安定した施設管理に必要な業務遂行能力を有する職員計画及び人員体制となっているか

イ 類似施設の施設管理の実績があり、十分なものか

ウ 団体の経営状況は良好か

■指定管理者採点におけるインセンティブの付与について

1 趣 旨

利用者へのサービス向上と施設管理の安定性、継続性の観点から、良好な業務評価の指定管理者については、インセンティブを付与する。

2 インセンティブ方法（令和2年度は総合評価を算出しないため、対象外）

① これまでの指定管理者については、平成30年度～令和4年度の4か年の指定期間の評価結果を基に下記の通り積算し、その平均点を加点する。

② 加点数算出方法

- ・総合評価が「S（非常に良い）」⇒1年あたり：+1点
- ・総合評価が「A（良い）」⇒1年あたり：+0.5点
- ・総合評価が「B（標準である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「C（努力が必要である）」⇒1年あたり：加点なし
- ・総合評価が「D（改善が必要である）」⇒1年あたり：加点なし

③ 上記①により算出された点数を採点によって出た点数（各部指定管理者管理運営委員会により審査委員数が異なるため、採点結果を100点満点に換算する）に加点することとする。